

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和2年8月6日	京都土木株式会社(法人番号2130001026236) 代表者 徳山正夫	京都府京都市西京区大原野上里鳥見町8番地18	京都事業所	京都市伏見区羽東師志水町181-1	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項	令和2年2月18日及び同年3月12日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫庫の位置及び収容能力違反】(法第9条第1項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)報告義務違反(法第60条第1項)	5	5
令和2年8月18日	株式会社Unity(法人番号1140001072569) 代表者今村康人	兵庫県伊丹市北本町3丁目200	本店営業所	兵庫県伊丹市北本町3丁目200	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項	令和元年7月24日及び同年8月20日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。5件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(5)報告義務違反(法第60条第1項)	6	6
令和2年8月18日	グリーン物流株式会社(法人番号7120901009303) 代表者前久保拓也	大阪府高槻市西面北2-19-1	大阪支店営業所	大阪府茨木市南目垣1丁目3-12	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第4項	令和元年8月28日及び同年9月17日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更事前届出違反【各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反】(法第9条第3項前段)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項から第3項)、(4)(5)点呼の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(7)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録の改ざん・不実記録】(安全規則第10条第1項)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第15条)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	11	11

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和2年8月21日	株式会社昭商店(法人番号8120001132946) 代表者岡本昭仁	大阪府摂津市鳥飼中1丁目3番14号	摂津営業所	大阪府摂津市鳥飼中1丁目3番14号	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項	令和元年10月4日及び同年10月24日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(法第9条第1項)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備等の未実施【定期点検整備等の未実施】(安全規則第13条、道路運送車両法第48条)、(10)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第15条)	4	4
令和2年8月24日	ミヤコ流通株式会社(法人番号7130001048886) 代表者吉田幸子	京都府久世郡久御山町森川端18番地の1	本社営業所	京都府久世郡久御山町森三丁27	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項	令和2年2月12日、同年2月17日及び同年3月24日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項から第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	2	2